議会運営委員会記録

招集年月日	平成28年12月13日(火)
招集の場所	議長室
開会	午後4時51分
出 席 者	委員長 大橋 昭太郎 副委員長 藤 田 洋 一 委員 福 田 淑 子 委員 我妻 薫 委員 橋 本 四 郎 委員外議員 副議長 平 吹 俊 雄 議長 吉 田 眞 悦
欠 席 者	
職務のため出席 した者の職氏名	総務課長 伊 勢 聡 議会事務局長 吉 田 泉 次長 佐 藤 俊 幸
協議事項	美里町議会12月会議について ・追加議案について
そ の 他	
閉会	午後4時55分

2号様式 協議の経過

2号様式 協議の経過		
吉田局長	ただいまから議会運営委員会を開会いたします。	
	委員長、お願いいたします。	
大橋委員長	12月定例会議、大変ご苦労さまでした。	
	早速、議運が入りました。追加議案ということでございますので説明を	
	求めたいと思います。よろしくお願いいたします。	
	当委員会は全員出席ですので委員会は成立しております。副議長は委員	
	外議員として参加していただいております。	
	それでは早速、議長からの諮問、追加議案について説明をお願いいたし	
	ます。	
伊勢総務課長	本日は大変お忙しい中、追加議案を提出いたしましたことにより議会運	
	営委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。本追加議	
	案につきましてもよろしくお願いいたします。	
	それでは追加議案の件名でございますが、美里町職員の勤務時間、休暇	
	等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。提出理由でござい	
	ますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等	
	育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律	
	(平成 28 年法律第 95 号)が平成 28 年 12 月 2 日に公布され、平成 29 年 1	
	月1日から施行されることにより、地方公務員の育児支援及び介護支援に	
	関する規定が民間及び国家公務員の規定に準じて改正されること等に伴	
	い、所要の改正を行うものでございます。	
	議案等の概要でございますが、育児を行う職員の早出、遅出勤務等の対	
	象となる子の拡大。2点目といたしまして要介護者を介護する職員が請求	
	した場合における時間外勤務の制限制度を新設。3点目といたしまして介	
	護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とすること。4点目といたし	
	まして連続する3年の期間内において介護のため1日につき2時間の範囲	
	内で勤務しないことができる介護時間制度の新設でございます。	
	説明につきましては以上でございます。	
大橋委員長	なにかございますか。	
橋本委員 	中身を聞いたら悪いから議会で聞こう。	
112	(「はい」の声)	
大橋委員長	よろしいですか。	
	(「はい」の声)	
	それでは執行部からの説明は以上としたいと思います。	
	(総務課長、退席)	
	その他、お願いいたします。	

吉田局長	この議案につきましては同意案のあとでよろしいですよね。
大橋委員長	そうです。
吉田議長	順序として同意案が終ってからと。
大橋委員長	ほかにございませんか。
	(「なし」の声)
	それでは以上としたいと思います。
	副委員長、お願いいたします。
藤田副委員長	追加議案については同意案の後ということで今、確認されました。
	本当にご苦労さまでございました。
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会 委員長